

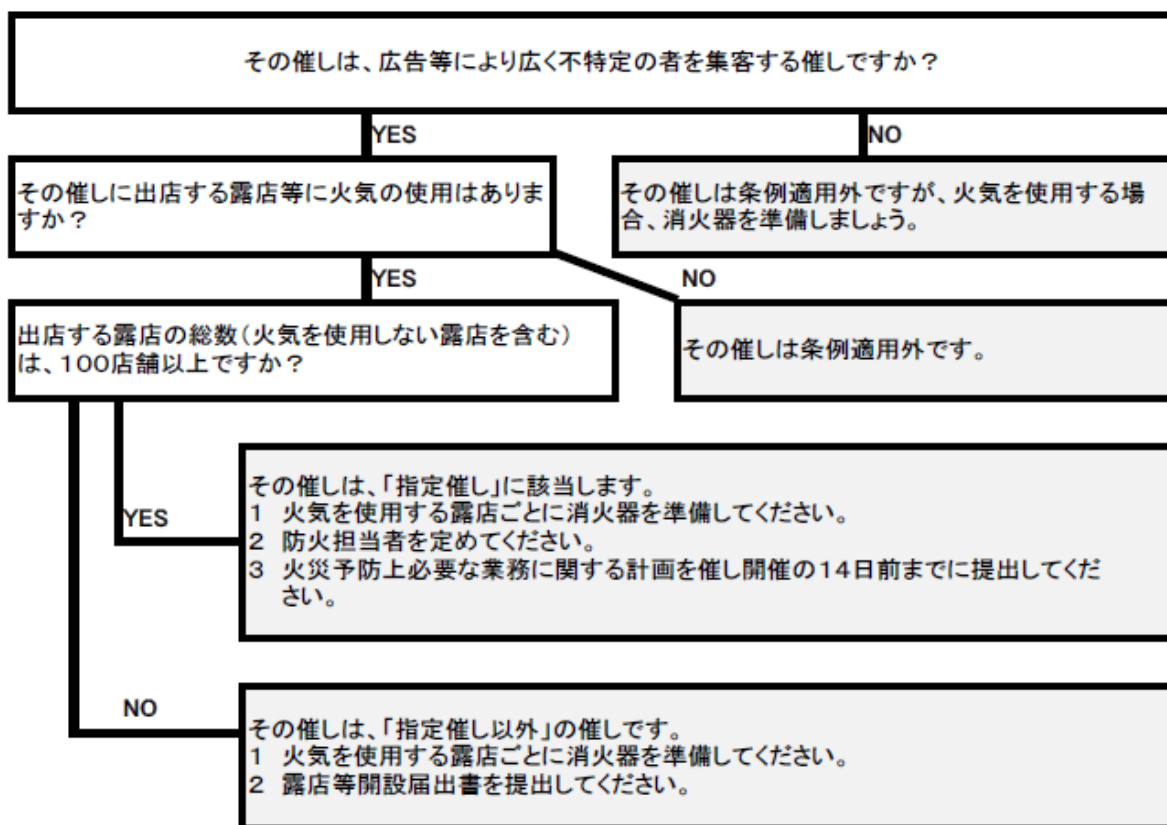
## 指定催しについて

### 1 指定催しの指定について

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集合する屋外イベントのうち、大規模なものとして次に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

- (1) 露店等が100店舗以上出店する屋外イベント
- (2) その他消防長が必要と認める催し

#### 催しに関する条例適用フロー



### 2 指定催しに指定された場合

指定催しとなった場合は、以下の対応が必要となります。

- (1) 火気使用器具等を使用する露店等に消火器の準備
- (2) 防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成して消防本部に提出

#### 問い合わせ先

大磯町消防本部消防総務課予防係

TEL 0463-61-0911

